

第3版 はしがき

本書は、法学部・法科大学院の学生、弁護士等の法律実務家、さらには民事訴訟法を本格的に学びたいと考える広い範囲の法律実務家・関係者（たとえば企業法務にたずさわる人々）・研究者をも読者として想定した民事訴訟法の教科書である。

その初版刊行から約3年半を経て、徹底的な改訂補充を行った第2版を刊行し、幸い、初版以上に多くの読者を得ることができた。それからさらに約3年を経て、ここに、さらなる検討と補充を行った第3版をお届けする次第である。

今回の改訂では、第一に、2026年（令和8年）5月24日までに施行の最終段階を迎えるいわゆる「民事裁判手続のIT化に関する改正」（令和4年法律第48号）およびこれに対応した民事訴訟規則改正の内容を全面的に盛り込み、関係各文献を参照しつつ、かなり詳しく論じた。すなわち、記述の内容は、上記改正法の全面的な施行を先取りしたものとなっている（なお、裁判所の構築するところの、電子申立て・事件記録の電子化等に対応するシステムについては、上記全面施行後も、当面は、「民事訴訟法第132条の10第1項に規定する電子情報処理組織を用いて取り扱う民事訴訟手続における申立てその他の申述等に関する規則」〔いわゆる mints 規則。その実質は、2024年〔令和6年〕改正後の民事訴訟規則に取り込まれている〕に基づくシステム〔民事裁判書類提出システム、mints〕に、訴え提起等の申立てやインターネットによる送達等に関する機能を付け加えたものが用いられる可能性が高いようである〔開発中のシステムである TreeeS については、その完成後に導入されるようである〕）。

この改正は、現行民事訴訟法始まって以来の大改正であり、実務に与える影響も大きいことから、広義の法律実務家のみならずそれをめざす学生もまた、その内容を理解しておく必要性が高いと考えられるからである（なお、IT化については、事項索引冒頭に置いた「IT化」で関係項目を網羅しておいたので、改正の概要を理解したい読者は、それらの項目の関係部分を通読していただきたい）。

第二に、従来からの記述についても、今一度精査し、補充すべき部分は相応に補充した。

第三に、判例についても、新判例を始めとして、かなりの数付け加えている。

以上の改訂の結果、本文および索引について合わせて約40頁の増加をみた。

本書は、民事訴訟法の教科書としては頁数の大きなほうに属するが、それは、民事訴訟法の理論的問題点について理論上、実務上重要なものを網羅し、その重要性に応じて正確にかつわかりやすく論じるという本書の執筆方針の結果である。学生は、とかく大きな分量の教科書を敬遠しがちだが、基本法の十全な理解のためには、ある程度大きな分量の教科書を熟読するほうが、多少の回り道とはなっても結果的には早道なのだということをおわかりいただければと思う。

それに、民事訴訟法は、多くの弁護士、裁判官にとって、民法と並んで、日常接すること、使うことの最も多い基本法なのである。民法の教科書であれば、その債権編全体はもちろん、債権総論、債権各論だけでも、本書と同程度かそれ以上の分量のものはまあり、また、そうした教科書であって始めて多くの場面の法律問題に対処できるものとなることは、実務家であれば容易に理解されるところであろう。民事訴訟法の教科書についても、その理論を十分に消化するためには、また、実務に就いても座右に置いて参照できるものとしては、この程度の分量が必要なのではないかと考える。

最初に記したとおり、本書は、読者として、学生、弁護士等の法律実務家、さらには民事訴訟法を本格的に学びたいと考える広い範囲の実務家、研究者等をも想定している。

そして、第2版、第3版と2回の大きな改訂を経て、そのような本書の目的は、より適切に達成されるようになったと考えている。2回の改訂では、重要論点についての記述を充実させるとともに、初学者にとってわかりにく

い定義や概念についても、できる限りていねいな解説を加えるように努めてきたからである。

本書の「初版 はしがき」には、「重要論点についてそれぞれの論点や考え方の背景まで含めて詳しく論じるようにし、また、できる限りわかりやすいものとする」ことに努める反面、前置きの、一般的な事柄、また、常識によって、あるいは条文を読めばおおむね趣旨が理解できるような事柄（技術的な細目にかかわる条文についてその例が多い）については、記述はなるべく簡潔にした」旨の記述があり、これが学生の不安を招いた側面もあったようである（なお、上記の「技術的な細目にかかわる条文」として筆者が想定していたのは、たとえば、「証人のための付添いや遮蔽の措置（203条の2、203条の3）」のような細目的なものだったのだが、その点を明らかにしておかなかったことが誤解を招いた面もあるかと思う）。

しかし、第2版、第3版で本文および索引について合わせて110頁以上の記述を補充する中で、上記のような一般的、基本的な事項についても詳しく解説を補ったことは、あらためて強調しておきたい。

私自身は、学生時代、あるいは裁判官時代以来長い間座右に置いてきた本格的な基本書が各分野でかなりの数あり、そのような教科書群から得られた基本法に関するヴィジョン、考え方が、みずからの法律家としてのリテラシーの骨格を形作ってきたと考えている。『民事保全法』（日本評論社、現在新訂第2版）と本書の執筆、改訂作業は、いずれも、それらの書物をそのような基本書の1つとすることをめざしてのものだったのであり、今後も、微力ながら、そのための努力は続けてゆきたいと思う。

本書の具体的な記述については、経験論的、機能的、合理的、実証主義的な思考方法を基本とし、従来の教科書やコンメンタールの記述で理解が容易ではないと思われた部分、また、必ずしも十分に納得のゆく解説がなされていないと感じられた部分を始めとして、可能な限りわかりやすく、かつ正確に説くことを試みている（思考方法としては、プラグマティズム〔思考と探究に関する科学的な方法論としてのそれであって、いわゆる「実用主義」ではない〕の要素が強い）。

また、教科書である以上もちろん理論的な分析・検討を詰めて行っているが、同時に、研究者・実務家双方としての長い経験に鑑み、現実の法廷に落とした場合に適切妥当な結果が得られるか、また実質的な手続保障が全うさ

れるかといった観点から、現実的な有用度の高い記述を行うことにも努めている。なお、本書の記述には、判例や実務についての批判的な検討も一部含まれているが、そうした批判的検討も、「あるべき、適切な実務の姿」を念頭に置いてのものであることをご理解いただければ幸いである。

本書のそれ以外の特色については、必要に応じ、第2版と初版の各はしがきをご参照いただきたい。

本書の記述については、『民事保全法』同様、大きな論文にできるような内容の思索をコンパクトにまとめた部分も多い。この第3版ではそのような箇所も定まってきたことから、ここで今一度それらを拾い上げておきたい。

訴えの提起と時効の完成猶予・更新、訴訟物論争、一部請求と残部請求、相殺の抗弁と重複起訴、入会団体等の当事者能力・適格、弁護士代理の原則違反の取扱い、遺言執行者、任意的訴訟担当、宗教的紛争と審判権、将来の給付の訴え、即時確定の利益、形成の訴えの利益、弁論主義の対象、規範的要件、釈明権の限界、権利自白、証明責任の転換・証明負担の軽減、要件事実論の有用性とその問題点、文書提出命令、証明効、既判力の作用、執行力の主観的範囲の拡張、争点効の要件の再構成とその活用、訴訟上の和解のあり方、主観的予備的併合と同時審判申出共同訴訟、補助参加全般、訴訟告知とその効力、権利主張参加の要件、控訴審の判決全般（第3章の関連部分をも含む）といった論点に関する記述がそれに当たる。

最後に、関連の論文と書物にもふれておきたい。

明治大学法科大学院論集に掲載した私の小論文のうち①「機能的民事訴訟法学・法教育の試み」（15号57頁以下）は本書執筆を念頭に置いての初期のデッサンである。②「学生・実務家が民事訴訟法理論を学ぶことの意味」（27号71頁以下）は、本来本書の補論・付録としてもよいものだが、紙数の関係から論集のほうで発表することとしたエッセイである。③「司法試験論文式試験問題のあり方について」（28号87頁以下）は、いわゆる新司法試験における民事訴訟法の過去の問題について、包括的な批判的検討を試みたものである。④「民事訴訟法317条2項のあるべき解釈」（28号113頁以下）については、本書の項目〔641〕でふれている。

②については、本書の通読前、あるいは通読後にお読みいただくと、その

理解に資するところが大きいと考える。③、①についても、司法試験問題を含めた法学の試験問題のあり方、また、民事訴訟法学・法教育についてお考えいただく際の参考となる部分はあると思う。いずれも、明治大学学術成果リポジトリ（ウェブ）での閲覧、ダウンロードが可能である。

第2版刊行後の私の一般書である『我が身を守る法律知識』（講談社現代新書、2023年）は、私なりの予防法学の全体像を示したものであり、相続関係部分を始めとして精度の高い記述を試みている。法律家が法律相談等に応えるために必要な各分野の知識と考え方を集大成したという側面もある。また、『現代日本人の法意識』（同、2024年）は、やはり、法意識論を集大成したものであり、法社会学・法意識論の間口を広げようと努めてきた私の姿勢をまとめた、研究者、著者としての提言でもある。

法制審議会で関与されたIT化関係法制に関するいくつかの疑問にお答えくださった垣内秀介教授（東京大学）、また、各分野の実務の現状に関する情報をいただいた弁護士、裁判官の方々に、お礼を申し上げたい。

第3版の編集については、日本評論社社長の柴田英輔氏、元社長で現相談役の串崎浩氏にご担当いただいた。多忙な中、大きな教科書の改訂という集中力を要する仕事にお時間をさいてくださったお二人に感謝したい。

この改訂版が、読者の方々の民事訴訟法理解、活用に一層資するものとなることを願ってやまない。

2025年8月

瀬木 比呂志